

大館市地域包括支援センターおおたき介護予防支援事業所 (介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント) 運営規程

平成30年7月1日制定

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人大館市社会福祉事業団が受託運営する大館市地域包括支援センターおおたき（以下「事業所」という。）において実施する指定介護予防支援事業及び第1号介護予防支援事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び管理運営に関する事項を定め、事業の円滑な運営管理を図るとともに、要支援状態の利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切な指定介護予防支援の提供を確保することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所が提供する介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントは、介護保険法並びに厚生労働省令、告示の趣旨及び内容に沿ったものとする。

2 利用者が、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮する。

3 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業所から総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行う。

4 事業所は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、特定の種類又は特定の介護予防事業者若しくは地域密着型介護予防サービス事業者に不当に偏ることのないよう、公正中立に行う。

5 事業所は、大館市及び関係市町村、他の地域包括支援センター、指定居宅介護支援事業者、他の指定介護予防支援事業者、介護保険施設、住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取組等との連携に努めるものとする。

6 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じる。

7 事業所は、指定予防介護支援を提供するに当たっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効

に行うよう努める。

(事業所の名称)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

- (1) 名称大館市地域包括支援センターおおたき
- (2) 所在地大館市十二所字大水口4番地5

(従業者の職種、職員数及び職務内容)

第4条 事業所における従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名

事業所における従業者の管理、指定介護予防支援の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他業務管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている事業の実施に関し、遵守すべき事項についての指揮命令を行う。

- (2) 保健師他、介護予防支援に関する知識を有する職員 2名以上（うち1名管理者と兼務）

要支援者等からの相談に応じ、可能な限りその居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、要支援者等がその心身の状況や置かれている環境等に応じて、本人の意向等を基に、介護予防サービス又は施設サービスを適切に利用できるよう、サービスの種類、内容等の計画を作成するとともに、サービスの提供が確保されるよう介護予防サービス事業者、介護保険施設等との連絡調整その他の便宜の提供を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日

月曜日から金曜日までとする。ただし、国民の休日及び年末年始(12月29日から1月3日)は除く。

- (2) 営業時間

午前8時30分から午後5時30分までとする。

- (3) 上記の営業日、営業時間のほか、携帯電話への転送により24時間連絡可能な体制とする。

(介護予防支援又は介護予防ケアマネジメント利用に当たっての留意事項)

第6条 事業者は利用者に介護予防支援又は介護予防ケアマネジメントを提供する際には、あらかじめ、利用者又は家族等に対して介護予防支援又は介護予防ケアマネジメントの内容及び提供方法、利用料等を、重要事項説明書で説明し同意を得るものとする。また、利用者から介護予防サービス計画案の作成にあたって複数の介護予防サービス事業者等の紹介の求めがあった場合等には誠実に対応するとともに、介護予防サービス計画案を利用者に提示する際には、当該利用者が居住する地域の指定介護予防サービス事業者、指定地域密着型介護予防サービス等に関するサービスの内容、利用料等の情報を適正に利用者又はその家族に対して提供する。

(介護予防支援又は介護予防ケアマネジメントの提供方法、内容及び利用料等)

第7条 介護予防支援又は介護予防ケアマネジメントの提供方法及び内容は次の通りとし、介護予防支援又は介護予防ケアマネジメントを提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とする。

2 提供方法は、介護予防のための効果的な支援の方法（厚生労働省令第37号第29条から第31条の規定※別紙1）に従って実施する。

3 利用者の相談を受ける場所は第3条に規定するセンター内又は自宅内を原則とする。

4 サービス担当者会議について

(1) 開催場所は第3条に規定するセンター内、サービス事業所内、医療機関、又は自宅とする。

(2) サービス担当者会議の開催により、利用者の状況等に関する情報を担当者に対し意見を求めるものとする。ただし、やむを得ない理由がある場合については、担当者に対する照会等により意見を求めるものとする。

5 担当職員による居宅訪問頻度等

(1) 提供開始月

(2) 提供開始月の翌月から起算して3月に1回

(3) サービスの評価期間が終了する月

(4) 利用者の状況に著しい変化があったとき

なお、利用者の居宅を訪問しない月においては、可能な限り、サービス事業所を訪問する等の方法により面接するよう努めるとともに、当該面接が出来ない場合にあつては電話等により利用者との連絡を実施する。

6 モニタリングの結果記録少なくとも1月に1回

(通常の実業の実施地域)

第8条 通常の実業の実施地域は、大館市（十二所地区、上川沿地区）とする。

(秘密保持)

第9条 従業者は正当な理由なく、業務上知り得た利用者又はその家族の情報を漏らしてはならない。

(介護予防サービス提供事業者からの利益収受の禁止)

第10条 事業所の担当職員は、介護予防サービス支援計画の作成または変更に関し、利用者に対して、特定の介護予防サービス事業者等によるサービスを利用する旨の指示は行わない。

2 介護予防サービス支援計画の作成または変更に関し、利用者に対して特定の介護予防サービス事業者等によるサービスを利用させることの対象として、その事業者から金品その他の財産上の利益を収受することはしない。

(苦情処理)

第11条 提供した介護予防支援又は介護予防ケアマネジメント、または自ら作成した介護予防サービス計画に位置付けた介護予防サービス等に対する利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、相談窓口の設置等、必要な措置を講じる。

2 自ら提供した介護予防支援又は介護予防ケアマネジメントに関して、介護保険法第23条の規定により、市町村が行う文書その他の物件の提出や提示の求め、当市町村の職員からの質問や照会に応じるほか、利用者からの苦情に関して市町村が行う調査にも協力する。市町村から指導または助言を受けた場合は、それに従って必要な改善を行う。

3 自ら介護予防サービス計画に位置づけた指定介護予防サービス等に対する苦情を、利用者が国保連に申し立てる場合、必要な援助を行う。

4 介護予防支援又は介護予防ケアマネジメントに対する利用者からの苦情に関して、国保連が介護保険法第176条第1項第2号に基づき行う調査に協力する。自ら提供した介護予防支援又は介護予防ケアマネジメントに関して国保連から同号の指導または助言を受けた場合は、それに従って必要な改善を行う。

(事故発生時の対応)

第12条 従業者は、利用者に対する事業の提供により事故が発生した場合には速やかに市町村に報告し、利用者の家族等に連絡するとともに、必要な措置を講じる。

2 事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録を行うものとする。

3 利用者に対する介護予防支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。ただし、事業所の責に帰すべからざる事由による場合は、この限りではない。

(個人情報保護)

第13条 事業所は、利用者又は家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

2 事業所が得た利用者又は家族の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については利用者又は家族の同意を、あらかじめ書面により得るものとする。

(虐待防止に関する事項)

第14条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

(1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする）を定期的で開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。

(2) 虐待防止のための指針の整備

(3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施

(4) 上記の措置を適切に実施するための担当者の設置

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(業務継続計画の策定等)

第15条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(衛生管理等)

第16条 事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
- (3) 事業所において従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(記録の整備)

第17条 従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備する。

- 2 介護予防サービス支援計画、サービス担当者会議の記録、その他の事業に関する記録を整備するとともに、完結の日から5年間保存する。

(その他運営に関する重要事項)

第18条 事業所ごとに経理を区分するとともに、大館市地域包括支援センター事業の会計を、その他の事業の会計と区分する。

- 2 この規程に定めるもののほか、事業運営についての必要な事項は別に定めるものとする。

附則（施行期日）

- 1 この規程は、平成30年7月1日より施行する。

附則（施行期日）

- 1 この規程は、令和6年4月1日より施行する。